

論文式試験問題集
〔憲法・人権〕

〔憲法・人権〕

次の文章を読んで、後記の〔設問〕に答えなさい。

A県では、暴力団の排除の推進等を目的としてA県暴力団排除条例が制定され、官民一体で暴力団を排除する取り組みがなされた。

A県警察は、上記条例の目的達成にあたり、「暴力団を美化・擁護するような書籍、雑誌等」（以下、「暴力団関係書籍等」という）が青少年に対し暴力団に対する誤った憧れを抱かせるなどの悪影響を与えることを懸念し、A県内のコンビニエンスストア各社に対し、「暴力団関係書籍等」の撤去等適切な措置を講ずるよう協力を求めた（以下、「本件措置」という）。

なお、本件措置について、同条例上罰則規定は設けられていない。

コンビニエンスストア各社が、A県警察に対し、暴力団関係書籍等を例示するよう求めたところ、同警察はコンビニエンスストアにて販売されている暴力団に関連する書籍を抽出した一覧表を作成し、配布した。一覧表を作成するにあたり、A県警察は、コンビニでの実地調査とインターネットによるキーワード検索等の方法に基づきコミック73品目と雑誌3品目を抽出した。

挙げられているコミックは、すべて株式会社B発行のCシリーズに属するものであった。

コンビニエンスストア各社は、A県警察の協力要請を受け、一覧表記載のコミック本すべての販売を中止し、店頭から撤去した。

なお、A県警察は、本件措置後、撤去等に関する実施状況について調査する措置までは講じていない。

甲は、暴力団組長を主人公として、暴力団との関わるようになった経緯を含め、組織を引退するまでの生い立ちを暴力や殺傷の場面を交えて漫画化したコミック本（以下、「本件コミック本」という）の著者である。

甲は、本件コミック本をCシリーズとして定価480円（税込）でコンビニエンスストアの店頭で販売していた。

しかし、A県警察が作成した一覧表に基づき、コンビニエンスストアから撤去されることとなり、本件コミック本を販売することができなくなった。

甲は、A県警察による本件措置が、本件コミック本について、購入対象年齢の制限や販売する棚を一般書籍と別にするなどの規制に比し、非常に厳しい規制がなされていること及びコンビニエンスストアにて安価に販売されることを予定して出版されており、通常の書店やインターネットで購入することはできないから、事実上市場への流通経路を失うことを理由として、国家賠償請求訴訟の提起を検討している。

〔設問〕

甲の立場からの憲法上の主張とこれに対して想定される反論との対立点を明確にしつつ、あなた自身の見解を述べなさい。

なお、法律と条令の関係については論じなくてよい。

【資料】

A県暴力団排除条例（抄）

（目的）

第1条 この条例は、暴力団が県民の生活や社会経済活動に介入し、暴力及びこれを背景とした資金獲得活動によって県民等に多大な脅威を与えているA県の現状にかんがみ、A県からの暴力団の排除（以下、「暴力団の排除」という）に関し、基本理念を定め、並びに県及び県民等の役割を明らかにするとともに、暴力団の排除に関する基本的施策、青少年の健全な育成を図るための措置、暴力団員等に対する利益の供与の禁止等を定めることにより、暴力団の排除を推進し、もって県民の安全で平穏な生活を確保し、及びA県における社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的とする。

（県民等の役割）

第5条

1（略）

- 2 事業者は、その行う事業により暴力団を利することとならないようにするとともに、県が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するものとする。